

改憲派と天皇・皇后

内藤 真治

『五日市憲法草案』に触れた皇后

「5月の憲法記念日をはさみ、今年は憲法をめぐり、例年に増して盛んな論議が取り交わされていたように感じます。…かつて、あきる野市を訪れた時、郷土館で見せて頂いた『五日市憲法草案』のことをしきりに思い出しておりました。明治憲法の公布（明治 22 年）に先立ち、地域の小学校の教員、地主や農民が、寄り合い、討議を重ねて書き上げた民間の憲法草案で、基本的人権の尊重や教育の自由の保障及び教育を受ける義務、法の下での平等、更に言論の自由、信教の自由など、204 条が書かれており、地方自治権等についても記されています。当時これに類する民間の憲法草案が、日本各地の少なくとも 40 数か所で作られていたと聞きましたが、近代日本の黎明期に生きた人々の、政治参加への強い意欲や、自国の未来に向けた熱い願いに触れ、深い感銘を覚えたことでした。（以下略）」

これは昨年 10 月、美智子皇后の誕生日に宮内記者会から「この 1 年、特に印象に残った出来事、感想」を求められたのに対し、皇后が文書で回答したものの一部（全文は宮内庁のホームページに）。明治期自由民権運動に対する的確な理解と評価ではないかと思う。

天皇も昨年 12 月の会見で「戦後、…平和と民主主義を、守るべき大切なものとして、日本国憲法を作り、様々な改革を行なって、今日の日本を築きました」と述べた。

『天皇・皇后は安倍内閣の改憲の意図を妨害するな』と改憲派

天皇皇后の発言について改憲派の八木秀次（今年 3 月まで高崎経済大学教授、4 月

から麗澤大）は、『正論』誌上で「違和感」を表明した。これに対し『永統敗戦論』の著者・白井聡は、「八木の論旨は『天皇・



皇后は安倍内閣の改憲の意図を妨害するな』というものであり、これは保守派からも不忠不敬の言動と受け止められ、強い批判を招いている」「今日の改憲派にとって、天皇をはじめとする皇族こそ、悲願の憲法改定における最大級の障害である」と書いていた（『週刊金曜日』7月4日号）。

改憲派が「国家元首に」と主張してやまぬ天皇が主権在民の現憲法擁護者とは歴史の皮肉だが、日本国憲法第 99 条の「憲法尊重擁護義務」を読み返せば、国民が求めてもいない憲法の改正を権力者の側が言い出す方がよほどおかしいのだ。

どこにもあった！民主憲法の芽

それにしても皇后の発言を機ににわかに注目された「五日市憲法草案」。これは土佐の民権家が作った「東洋大日本国国憲按」（植木枝盛起草）のように直接「日本国憲法」の制定に影響を及ぼすことはなかったが（五日市憲法の「発見」は 1968 年）、140 年も前に都心からはるか離れた山深い地の青年たちが学習と討論によってきわめて民主的な憲法草案を生み出していた事実はずっと知られていい。そして秩父事件の半年前、妙義山麓で蜂起した群馬の農民は、♪六つとせ 昔思えばアメリカの 独立したるもムシロ旗（民権数え歌）を高唱したと『自由党史』は伝えている。